

行政学的研究の観点から

上越教育大学 若井 彌一

1 「行政学的研究の観点から」というのが私に与えられた課題であるが、最初に「行政学的研究」の意味を明らかにしておきたい。歴史的にみれば、行政学は、国家学、政治学の一ブランチであり、行政法学は法学の一ブランチであって、本来両者は別個のものである。しかし、両者は、内容的に重複する部分が少なくないし、私自身の研究関心も、狭義の行政学研究に焦点づけられているわけではない。否、むしろ、行政法学的研究に主要な関心がある。このような訳で、「行政学的研究の観点から」という表現になっているけれども、内容的には、行政法学的研究の観点からということになることを御了解願いたい。

もう一点お断わりしておきたい。先の4名の会員諸氏によって提案された、「経営学的方法」、「社会学的方法」、「教育法学的方法」、「比較教育学的方法」のすべてについて、限られた時間でコメントすることは困難であり、私の限られた研究能力と関心からしても無理があるということである。したがって、私のコメントは、主に「教育法学的方法」に関連したものとならざるを得ない。

2 ところで、わが国の教育行政は、「法律による行政」の原理に基づき運用されており、文部省設置法6条1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律25条がこのことを確認している。一般的に物事には積極・消極の二面があるけれども、わが国は公教育（とりわけ学校教育）に関する法規範が高度に整備されている国の一つである。かかる事情を反映して、わが国の教育行政学研究では、公教育に関する法規範——国の法令レベルが中心である——の解釈論、運用論が重きをなしてきたことは周知の如くである。公教育を国民の義務的観点

からではなく、権利的観点から捉えるという点で戦後の教育行政学研究は戦後のそれとはベクトルを異にしているけれども、現行法の解釈・運用論が主要課題とされているという点では、戦前の場合と共通している。しかし、このこと自体を否定的に捉える必要はないのであり、研究として重要なことは、教育に関する各種の法規範（法源）について、教育という営為の特質なり、条理なりに照して、個別的に分析を加え、教育法としての論理的妥当性（あるいは、その反対に不当性）を明らかにすることであろう。なお、この点に関連して二つのことを申し述べたい。

第一点は教育の条理に着目し、あるいはそれを重視するということは、法律をはじめとする現行法令を過小評価したり、軽視することを意味しないということである。先に述べた如く、良くも悪くも、わが国では公教育（特に学校教育）に関する法網化現象が高度に進んでおり、教育行政、教育経営（学校経営を含めて）の現実的変革は、この現象を直視し、それらの現象の内的構造を明確にするという作業を避けては不可能であろう。

第二点は、「教育の条理」が研究者の間でやや主観的に用いられている嫌いがあると思われることである。わが国では、「条理」そのものについては、早くも明治8年の裁判事務心得（太政官布告第103号）で、民事の裁判につき成文法のないときは慣習により、慣習もないときは条理による（第3条）旨の定めを置いていることから窺えるように、法令の解釈あるいは運用にとっての重要性を認めてきた歴史的経緯がある。この意味で教育法令の解釈や運用に際しても、教育の条理が尊重されるべきであるとする主張には十分な理由があると思われる。しかし、教育（論）上の通念とまでは定着していないものまでも教育の条理に含められる向きがあることは、克服していくべき課題と言うべきであろう。

3 わが国の戦後の教育行政学研究で「法律による行政」の原理への着目と同様に必要なのは「教育の地方自治」の原理への着目である。そして、戦後40余年の経過の中で、地方自治の所産としての教育関係の条例や委員会規則の制定は、量的質的に、それを研究対象として解明するに値するだけの蓄積がみられる。

しかし、今までの研究動向をみるに、国の法令に関する解釈論的研究は積極的に展開されてきたものの、地方公共団体の議会と機関によって定立された法規範についての分析は、いわゆる「学校管理規則」や「準公選条例」に関する

ものは別として、最近、一部の研究者によって、学校設置条例、審議会条例などの個別的検討がようやく開始されたばかりの状態であり、今後、この分野に関する開拓的研究が待たれていると言えよう（この点については、拙論「教育関係条例と公教育経営」『教職研修』昭和60年4月号、教育開発研究所、を参照願いたい。）。

提案に対するコメントたり得ていないが、筆者自身の研究方法上の関心を開陳し、その責を果させていただくこととする。